



平成 28 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 平川 大
(コード：3645 東証マザーズ)
問 合 せ 先 管理部ゼネラルマネージャー 三宅 大祐
(TEL. 03-5790-5261)

商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 21 日開催の取締役会において、平成 28 年 8 月 30 日開催予定の第 15 回定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、以下のとおり商号を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号変更について

(1) 変更の理由

当社グループの新規事業の多様化と既存事業の更なるレベルの向上などに力を入れた事業展開を想定し、歯科医療を牽引する総合カンパニーの位置づけをより明確にすべく、商号変更及び事業目的の追加を行うものです。

(2) 新商号（英文表記）

株式会社メディカルネット
(英文：Medical Net, Inc.)

(3) 変更予定日

平成 28 年 12 月 1 日

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記、1 記載の商号変更に伴い、現行定款第 1 条（商号）及び第 2 条（目的）を変更するものです。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社</u>と称し、英文では <u>Medical Net Communications, Inc.</u> と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1～22 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>23</u> 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>(新設)</p> <p>第3条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社メディカルネット</u>と称し、英文では <u>Medical Net, Inc.</u> と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1～22 (現行どおり)</p> <p><u>23</u> <u>病院、クリニック、歯科医院等の管理運営並びに総合医療コンサルタント業務</u></p> <p><u>24</u> <u>医療用機器及び医療用具、その他の各種機器及び製品のリース、輸出入及び販売</u></p> <p><u>25</u> <u>医薬品、医薬部外品、健康食品、化粧品、その他の各種商品の企画開発、製造、輸入、卸売及び販売</u></p> <p><u>26</u> <u>医学及び医療、健康、美容に関するコンサルタント業務</u></p> <p><u>27</u> <u>各種経営コンサルタント業務</u></p> <p><u>28</u> <u>保険代理業</u></p> <p><u>29</u> <u>ファクタリング業</u></p> <p><u>30</u> <u>歯科医院又はその事業の承継の斡旋、仲介、売買及びそれらに関するコンサルタント業務</u></p> <p><u>31</u> <u>歯科医院等の開業支援</u></p> <p><u>32</u> <u>電気通信事業</u></p> <p><u>33</u> <u>前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p><u>34</u> <u>その他適法な一切の事業</u></p> <p>第3条～第47条 (現行どおり)</p>

	<p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条（商号）の変更は、平成28年12月1日に効力を生じるものとし、その効力の発生日をもって本附則は削除する。</u></p>
--	---

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成28年8月30日（火）

定款変更の効力発生日（予定） 平成28年8月30日（火）

※現行定款第1条の変更は、平成28年12月1日に効力が発生する予定であります。

以上